

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】令和7年4月28日(2025.4.28)

【公開番号】特開2023-162228(P2023-162228A)

【公開日】令和5年11月8日(2023.11.8)

【年通号数】公開公報(特許)2023-210

【出願番号】特願2023-129003(P2023-129003)

【国際特許分類】

C 08 L 1/08(2006.01)

10

A 6 1 K 8/02(2006.01)

A 6 1 K 8/19(2006.01)

A 6 1 K 8/27(2006.01)

A 6 1 K 8/44(2006.01)

A 6 1 K 8/36(2006.01)

A 6 1 Q 1/00(2006.01)

A 6 1 Q 17/04(2006.01)

A 6 1 Q 1/12(2006.01)

A 6 1 Q 1/10(2006.01)

A 6 1 Q 1/06(2006.01)

20

A 6 1 Q 19/00(2006.01)

A 6 1 K 8/40(2006.01)

A 6 1 K 8/73(2006.01)

【F I】

C 08 L 1/08

A 6 1 K 8/02

A 6 1 K 8/19

A 6 1 K 8/27

A 6 1 K 8/44

A 6 1 K 8/36

30

A 6 1 Q 1/00

A 6 1 Q 17/04

A 6 1 Q 1/12

A 6 1 Q 1/10

A 6 1 Q 1/06

A 6 1 Q 19/00

A 6 1 K 8/40

A 6 1 K 8/73

【手続補正書】

40

【提出日】令和7年4月18日(2025.4.18)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

セルロース誘導体粒子及び表面処理化合物を含んでおり、

上記セルロース誘導体粒子の体積基準のメジアン径が0.08 μm以上1.00 μm以下

50

であり、

上記表面処理化合物が、長鎖アルキル基を有する有機化合物及び／又は無機粉体であり

、
上記無機粉体の体積基準のメジアン径が、上記セルロース誘導体粒子の体積基準のメジアン径の1/3以下であり、

上記表面処理化合物の含有率が1.0重量%以上50.0重量%以下である、組成物。

【請求項2】

上記長鎖アルキル基の炭素数が8以上22以下である、請求項1に記載の組成物。

【請求項3】

上記有機化合物が、カチオン性界面活性剤及び金属石鹼から選択される化合物、又はN-ラウロイル-L-リジンである、請求項1に記載の組成物。 10

【請求項4】

上記表面処理化合物が、ステアリン酸亜鉛、N-ラウロイル-L-リジン、窒化ホウ素及び酸化亜鉛からなる群から選択される1種又は2種以上である、請求項1に記載の組成物。

【請求項5】

上記表面処理化合物の含有率が3.0重量%以上10.0重量%以下である、請求項1に記載の組成物。

【請求項6】

上記セルロース誘導体が、炭素数2~20のアルコキシル基又は炭素数2~40のアシル基を有している、請求項1に記載の組成物。 20

【請求項7】

上記セルロース誘導体がセルロースアシレートである、請求項1に記載の組成物。

【請求項8】

上記セルロース誘導体がセルロースアセテートである、請求項1に記載の組成物。

【請求項9】

上記セルロース誘導体の総置換度が2.0以上3.2以下である、請求項1に記載の組成物。

【請求項10】

上記セルロース誘導体粒子は、真球度が0.7以上1.0以下、及び、表面平滑度が80%以上100%以下である、請求項1に記載の組成物。 30

【請求項11】

請求項1から10のいずれかに記載の組成物を含む、化粧品組成物。

【請求項12】

体積基準のメジアン径0.08μm以上100μm以下であるセルロース誘導体粒子と、表面処理化合物と、を乾式混合する混合工程を有しており、

上記表面処理化合物が、長鎖アルキル基を有する有機化合物及び／又は無機粉体であり

、
上記無機粉体の体積基準のメジアン径が、上記セルロース誘導体粒子の体積基準のメジアン径の1/3以下である、請求項1に記載の組成物の製造方法。 40

【請求項13】

上記混合工程前に、上記表面処理化合物を粉碎する粉碎工程をさらに有している、請求項12に記載の製造方法。